

福祉サービス第三者評価機関の募集及び応募状況について

1 募集の実施について

(1) 募集期間

令和元年 6 月 13 日（木）から令和元年 7 月 12 日（金）まで

(2) 募集方法

- 県ホームページへの掲載
- 募集要項等の送付（県が実施した評価調査者養成研修修了者の所属法人宛て）

(3) 募集内容

- 令和元年度宮城県福祉サービス第三者評価機関募集要項
- 宮城県福祉サービス第三者評価機関認証申請書の添付書類に係る留意事項

2 応募状況について

応募件数 5 件（更新 4 件，新規 1 件）

3 認証について

(1) 調査審議

福祉サービス第三者評価事業推進委員会第三者評価機関認証部会において調査審議（令和元年 8 月 1 日）

(2) 認証有効期間

3 年（令和元年 8 月 13 日から令和 4 年 8 月 12 日まで）

(3) 結果通知

宮城県福祉サービス第三者評価機関認証要領第 2 条の規定により各申請者宛て通知

令和元年度宮城県福祉サービス第三者評価機関募集要項

宮城県では、福祉サービス第三者評価制度事業を平成19年度から実施しています。

今年度も、宮城県福祉サービス第三者評価機関認証要綱（以下「認証要綱」という。）及び宮城県福祉サービス第三者評価機関認証要領（以下「認証要領」という。）の規定に基づき、福祉サービス事業者の評価を行う評価機関を募集します。第三者評価機関として認証を希望される場合は、下記により必要書類を宮城県保健福祉部社会福祉課宛て提出願います。

記

1 認証要件

法人であること、組織運営管理業務の経験者及び福祉、医療、保健分野の有資格者かつ経験者を各1名以上評価調査者として設置することなどが要件です。詳しくは、認証要綱第3条を確認願います。

2 募集対象

次に掲げる分野の評価を行う評価機関を募集します。

(1) 子ども分野

保育所

(2) 障害者・児福祉サービス分野

障害福祉サービス、障害者支援施設、障害児通所施設、障害児入所支援

(3) 高齢者福祉サービス分野

特別養護老人ホーム、養護老人ホーム、軽費老人ホーム、通所介護、訪問介護

※ 社会的養護関係施設（児童養護施設、乳児院、児童心理治療施設、児童自立支援施設、母子生活支援施設）については、平成24年度から、3年に1回以上の第三者評価の受審が義務づけられており、全国共通の認証を受けた第三者評価機関が、全国共通の評価基準に基づき評価を行っています。第三者評価機関の認証を希望される場合は、全国社会福祉協議会のウェブサイトを御覧ください。

3 募集期間

令和元年6月13日（木）から令和元年7月12日（金）まで

4 提出書類

- ・ 宮城県福祉サービス第三者評価機関認証（新規・更新）申請書【認証要領様式1】
- ・ 添付書類
 - (1) 定款、寄附行為等
 - (2) 法人に係る登記事項証明書（3か月以内のもの。）
 - (3) 法人の事業計画書又は事業概要（事業内容等に関する規程（第三者評価を実施するサービス種別等）を含む。）
 - (4) 決算書（新設法人は不要）
 - (5) 事業推進責任者名簿
 - (6) 法人役員名簿【認証要領様式2】
 - (7) 法人の一部の部署が評価事業を行う場合は、当該部署名及び部署の事業内容を記載した書類
 - (8) 評価調査者名簿【認証要領様式3】
 - (9) 評価調査者養成研修修了証書の写し

- (10) 守秘義務に関する内容を含む倫理規程
- (11) 評価に関する異議や苦情の申立窓口及び責任者等の対応体制等に関する規程
- (12) 評価の手法・手順等に関する規程
- (13) 宮城県福祉サービス第三者評価業務実施要綱第2条に定める評価基準のほか、独自の評価項目を設ける場合は、その評価項目
- (14) 評価料金表
- (15) 評価実績（認証の更新を申請しようとする場合において、更新を行う日の属する年度の前年度からの直近3か年度における評価件数（社会的養護関係施設に係る評価件数を含む。）を記載し、添付すること。当該評価件数が10件未満の場合にあつては、10件未満となった理由及び評価の質の確保のために実施している取組についても記載すること。）
- (16) 前各号に掲げるもののほか、知事が必要と認める書類

※提出書類の作成に当たっては、別添「宮城県福祉サービス第三者評価機関 認証申請書の添付書類に係る留意事項」を確認願います。

5 関係条例等

福祉サービスの第三者評価機関の認証や第三者評価の業務については、下記条例等に基づいて行われています。応募に当たっては、これらを確認願います。

※宮城県保健福祉部社会福祉課のウェブサイト

<http://www.pref.miyagi.jp/soshiki/syahuku/daisansya-index.html>

- (1) 第三者評価事業推進関係
福祉サービス第三者評価事業推進委員会条例
宮城県福祉サービス第三者評価事業推進要綱
- (2) 第三者評価機関認証関係
宮城県福祉サービス第三者評価機関認証要綱
宮城県福祉サービス第三者評価機関認証要領
- (3) 第三者評価業務関係
宮城県福祉サービス第三者評価業務実施要綱
宮城県福祉サービス第三者評価業務実施要領
- (4) 第三者評価基準関係
ア 宮城県福祉サービス第三者評価基準
「保育所版」、「障害者・児福祉サービス版」、「高齢者福祉サービス版（特別養護老人ホーム版／養護老人ホーム・軽費老人ホーム版／通所介護版／訪問介護版）」
イ 評価の判断基準・評価の着眼点・評価基準の考え方と評価の留意点（共通評価／内容評価）
「保育所版」、「障害者・児福祉サービス版」、「高齢者福祉サービス版（特別養護老人ホーム版／養護老人ホーム・軽費老人ホーム版／通所介護版／訪問介護版）」

6 提出先

宮城県保健福祉部社会福祉課団体指導班

〒980-8570 仙台市青葉区本町3-8-1（宮城県行政庁舎7階）

※郵送（消印有効）又は直接持参願います。

7 審査結果について

宮城県福祉サービス第三者評価事業推進委員会での調査審議等を経て、各申請者に認証の可否を通知します。認証の有効期間は、認証した日から起算して3年間です。

宮城県福祉サービス第三者評価機関 認証申請書の添付書類に係る留意事項

宮城県福祉サービス第三者評価機関認証要綱（以下「認証要綱」という。）第4条の規定により提出いただく認証申請書の添付書類は、宮城県福祉サービス第三者評価機関認証要領（以下「認証要領」という。）第1条の規定のとおりですが、記載に当たっては、下記に留意願います。

1 定款、寄附行為等

定款等において、目的として、福祉サービス第三者評価事業を実施する旨の定めがあることが必要です。定めのない場合は、宮城県知事宛ての確約書（参考様式は別紙参照）及び定款の変更案を添付してください。この場合、認証後速やかに定款等の変更を行うとともに、登記後、速やかに新定款等を提出してください。確約書の記載事項について、宮城県が履行状況を確認した後、第三者評価業務が実施できることとなります。

2 法人に係る登記事項証明書

上記1と同様、定款等において、目的として、福祉サービス第三者評価事業を実施する旨の定めがない場合は、登記後に再度、速やかに登記事項証明書を提出してください。

3 法人の事業計画書又は事業概要（事業内容等に関する規程（第三者評価を実施するサービス種別等）を含む。）

事業計画書又は事業概要の作成に当たり、評価予定数の把握が困難な場合は、申請段階での見込み数を記載してください。併せて、第三者評価事業の内容に関する規程（運営に関する規程）を作成してください。規程には、最低限、次の内容が定められていることが必要です。

- ① 評価実施機関の名称
- ② 評価実施機関の所在地
- ③ 評価の目的・基本方針
- ④ 事業推進責任者及び評価調査者
- ⑤ 評価の実施方法（認証要領第1条第12号「評価の手法・手順等に関する規程」で定めている場合は、その旨の記載で構いません。）
- ⑥ 実施する評価対象のサービス、
- ⑦ 費用
- ⑧ 苦情対応
- ⑨ 事故対応及び損害賠償
- ⑩ 評価調査者の研修

4 決算書

申請段階における直近の決算書を提出してください。

5 法人の一部の部署が評価事業を行う場合は、当該部署名及び部署の事業内容を記載した書類 法人の一部の部署が評価事業を行う場合は、当該部署名及び部署の事業内容が分かる資料（任意の様式で構いません。）を添付してください。

6 評価調査者名簿

評価要領様式3－添付資料1「経歴書」及び同添付書類2「実務経験証明書」を併せて提出願います。

7 守秘義務に関する内容を含む倫理規程

第三者評価事業の実施に当たり、守秘義務や評価の公正性、中立性の保持等の倫理について定めた規程を作成し、提出してください。

8 評価に関する異議や苦情の申立窓口及び責任者等の対応体制等に関する規程

上記3「法人の事業計画書又は事業概要（事業内容等に関する規程（第三者評価を実施するサービス種別等）を含む。）」で定められている場合は、別途提出する必要はありません。

9 評価の手法・手順等に関する規程

第三者評価の手法や手順等が分かるように具体化した規程を作成し、提出してください。

10 宮城県福祉サービス第三者評価業務実施要綱第2条に定める評価基準のほかに、独自の評価基準を設ける場合は、その評価項目

宮城県の評価基準と別に評価機関独自の項目を追加して設ける場合は、その項目を提出してください。提出に当たっては、独自の項目に係る次の事項を任意の様式に記載してください。（評価項目、判断基準、評価基準の考え方と評価のポイント、評価の着眼点等）

なお、宮城県が定めた評価項目よりも少ない項目では、認証を受けることはできません。

11 評価料金表

評価機関は、評価に要する料金を明らかにしておく必要があります。料金設定は各評価機関が独自に行いますが、評価の対価として受審する福祉サービス事業者の理解が得られる金額であることが必要です。

具体的には、サービス種別、施設の定員、利用者調査の有無、評価項目に評価機関が独自項目をオプションとして設定する場合など様々な料金設定が考えられます。それら変動要素を勘案し、適切な評価料金を設定してください。

(別紙)

(参考様式)

年 月 日

確 約 書

宮城県知事

殿

住 所
法人名
代表者

印

宮城県福祉サービス第三者評価機関として認証された際には、定款及び登記事項証明書へ第三者評価事業を実施することを明記し、その変更登記完了後、新定款及び新登記事項証明書を速やかに提出いたします。

なお、新定款及び新登記事項証明書を提出するまでの間は、福祉サービス第三者評価事業を実施いたしません。